

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内
TEL：026-238-1555（直通）
TEL：026-238-1580（苦情専用）
TEL：026-238-1583（障害者総合支援専用）
FAX：026-238-1581
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp
URL：https://www.kokuho-nagano.or.jp

信濃の介護保険

1 新規指定介護保険事業者研修会について

新規指定介護保険事業者を対象とした研修会を下表のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項についての説明、県介護支援課からは新規指定事業者向けの説明を行います。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

なお、参加を希望される事業者は資料等を事前に送付する関係上、1週間前までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAX（026-238-1581）にてご報告ください。

開催日	開催場所または開催方法	時間
令和5年7月25日（火）	松本市役所東庁舎4F（第二委員会室）	午後1時00分～4時00分
令和5年8月28日（月）	Web会議システム（Webex）による	午後1時30分～4時30分

※『信濃の介護保険 No.209』の訂正

先月送付いたしました『信濃の介護保険 No.209』の令和5年7月25日開催の時間に誤りがありました。正しくは今回通知の時間のとおり【午後1時00分～4時00分】となります。

ご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。

※松本市役所での開催に際して、当日は『来庁者駐車場』に駐車いただき、駐車券を会場までお持ちください。

2 希望返戻（取下げ依頼）申請書の様式変更について

本会に提出した当月分の請求を取り下げる際にご利用いただいております、標記申請書の様式を変更いたしました。変更後の様式については本会ホームページから取得可能ですが、必要な場合はFAXにて送信いたしますのでご連絡ください。

また、本申請書に記載の「注意点」の内容についても追加事項がありますのであわせてご確認ください。

3 令和5年8月請求の日程について

介護給付費等の請求については毎月10日必着でいただいているところですが、令和5年8月は11日（金）～13日（日）が休日となり自治会館は閉館となりますので、10日の業務終了後に届いた請求についての本会での受付確認は14日（月）となります。

事業所側で10日以降に発覚した請求もれや、差替え等に係る本会での対応は14日（月）以降となります。また、盆休等で事業所のご担当者が不在の場合は8月請求分の受付及び差替えができかねることもありますので、ご注意ください。

なお、介護給付費等の請求は土日・祝日関係なく毎月10日（必着）ですので上記日程にかかわらず締切厳守をお願いいたします。

4 インターネット請求（電子請求受付システム）について

標記に関するお問い合わせについてQ&Aにてお示ししますのでご参考にしてください。

	質問	回答
1	インターネット請求に切り替えるには何をすべきか？	<p>本会ホームページ掲載の「介護給付費等の請求方法変更届」または、本会へご連絡いただいた事業所へ送付する「介護給付費等の請求及び受領に関する届」を本会へ郵送でご提出ください。各届を本会で受領・登録後、郵送にて「電子請求登録結果に関するお知らせ」送付いたします。</p>
2	インターネット請求へ移行するにあたり手順書等はないか？	<p>「電子請求受付システム操作マニュアル」等は電子請求受付システムからダウンロード可能です。</p> <p>なお、当該システムのトップページのお知らせ一覧にはインターネット請求に向けた移行作業手順書が掲示されており、事業所の請求方法に対応した手順書が取得できますので参考にしてください。</p>
3	同一事業者で複数の事業所を運営しているが、電子証明書を事業所ごとに取得する必要があるのか？ 13,200円×事業所数になるのか？	<p>複数事業所の請求を一か所からまとめて請求しているのであれば法人等の代表者を代理人として申請登録することによって1事業所分の電子証明書で代理請求を行うことができます。</p>
4	電子請求受付システムでパスワードの有効期限が切れるという警告がでていますが変更せずに続行のままで問題ないか？	<p>有効期限までは現在のパスワードのまま電子請求受付システムを利用できますが、有効期限を過ぎるとログインできなくなりますので、パスワードの変更が必要です。</p> <p>なお、パスワードの有効期限が切れていた場合、ログインする際に警告画面で<u>パスワード変更をクリックし、パスワードを変更してください。</u></p>
5	電子請求受付システムのログインパスワードを失念してしまったがどうしたらいいか？	<p>ログインパスワードについては本会から送付した「電子請求登録結果に関するお知らせ」に記載されている仮パスワードを各事業所で変更しているため本会で把握しておりません。ログインパスワードを初期化する必要があるため本会へご連絡いただき、再発行の処理を行います。</p> <p>なお、再発行分も郵送となりますのでご承知おきください。</p>
6	電子証明書を事業所で取得し請求を行っているが電子証明書の有効期間はどのくらいなのか？	<p>電子証明書の有効期間は発行日から3年間です。</p> <p>有効期間を過ぎた電子証明書でも有効終了年月日より過去のサービス提供年月の請求であれば送信できますが、有効終了年月日より未来のサービス提供年月の請求は送信できませんので<u>必ず電子証明書の更新を行ってください。</u></p>
7	電子証明書のダウンロード・インストールを実施後にパソコンの故障が発生等によりパソコンの買換えを行った場合、電子証明書をダウンロードすることは可能か？	<p>可能です。</p> <p>なお、ダウンロードには<u>前回インストールした際に使用した証明書発行用パスワードが必要</u>となりますので紛失等されないようご注意ください。</p>
8	パソコンを変更したので電子証明書を再度インストールしたいのだが「電子請求登録結果に関するお知らせ」を紛失してしまい証明書発行用パスワードがわからない。どうしたらいいか？	<p>証明書発行用パスワードは本会で把握しておりませんので電子請求受付システムで再発行します。</p> <p>ただし、再発行により新たに電子証明書を発行した場合、前回の電子証明書と異なる電子証明書が発行されるため、<u>再度発行手数料（介護：13,200円/介護・障害共通：13,900円）がかかります</u>ので予めご了承ください。</p>

令和5年7月審査分の支払日は8月30日（水）、令和5年8月審査分の締め切りは8月10日（木）です。
7月審査分の返戻通知等の送信日は8月1日（火）夕方、発送日は8月2日（水）を予定しております。